

## 一般社団法人 日本フォレンジック看護学会 学術集会会長選出に関する細則

### (目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本フォレンジック看護学会定款第 4 4 条 3 項の定めにより、一般社団法人日本フォレンジック看護学会学術集会（以下、「学術集会」という。）の会長選出に関して、選出方法および手続きについて定めるものである。

### (選出時期)

第 2 条 会長選出は、選出手続きを行う年の 2 年後に開催する学術集会について行う。

### (募集期間)

第 3 条 募集期間は、選出する年の 1 月初旬から 3 月末日までとする。

- 2 学術集会開催を希望する会員（以下、「会長希望者」という。）の募集は、本学会ホームページで告知する。

### (立候補届の提出)

第 4 条 会長希望者は、本学会の正会員であり、入会后 1 年経過し、前年度の会費を納入した者とする。

- 2 会長希望者は、会長立候補届出（別添様式）を前条の告知で指定された期日までに、本学会事務局に提出しなければならない。
- 3 立候補届出の提出にあたっては、1 名の理事による推薦を得なければならない。なお、会長希望者が理事会員であれば、他の理事会員によるものとする。

### (選出)

第 5 条 理事会が会長を選出するための協議または理事の投票は、次の手順で行う。

- (1) 選出は、4 月から 6 月の間に開催される理事会にて行う。
- (2) 立候補者が 1 名の場合、協議を行い選出する。
- (3) 立候補者が 2 名以上の場合、理事の投票により選出する。
- (4) 前項の投票は、理事 1 人 1 票を投票するものとし、出席理事の投票結果の最上位の者を会長に決定する。
- (5) 前項の投票は、理事 1 人 1 票を投票するものとし、出席理事の投票結果の上位者が同数であった場合は、前項の方法により再度投票を行う。2 回目の投票で獲得した票が同数であった場合は、届出日の早い者に決定する

- 2 募集期日内の会長希望者による会長立候補届出がない場合には、4 月に理事会を開催し、会長候補者を選定する。

(改廃)

第 9 条 本細則の改正・廃止は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

本規定は 2025 年 2 月 7 日から施行する。

一般社団法人 日本フォレンジック看護学会 学術集会会長 立候補届出書

一般社団法人 日本フォレンジック看護学会 理 事 長 殿

届出日： 年 月 日

私は、第 回( 年開催)の学術集会会長に立候補しますので、下記の通り届け出ます。

JAFN 会員番号	
氏 名 (ふりがな)	( )
所 属 と 職 位	
連 絡 先 住所・電話・メール	〒 -
<input type="checkbox"/> 勤務先	電 話 : - -
<input type="checkbox"/> 自 宅	E-Mail : @
開 催 予 定 地	
学術集会のテーマ等構想	
学術集会に関する 抱負	
推 薦 理 事 署名欄 (自筆)	

【事務局使用欄】 届出受理年月日： 年 月 日 / 受理順位(番号)：